

令和5年5月18日

各位

一般社団法人日本衛生検査所協会
事務局
(公印略)

厚生労働省による次の感染症危機に備えた検査体制の整備に関する説明会

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、標記の説明会を当会会員向けに実施したい旨の要請がございましたので、お知らせいたします。開催方法、開催日時は、下記のとおりです。

昨年末の臨時国会で、次の感染症危機に備えた感染症法改正が行われ、平時から医療提供体制や検査体制の整備を行うこととなりました。具体的には、検査体制の確保のため、平時から都道府県等と民間の検査会社等の間で、有事の際の検査の実施等に関する協定を締結することになっている、とのことで、本事項及び今後の進め方の説明を行いたい、とのことです。

日衛協会員の皆様に広くご参加頂ければと存じますので、奮ってご参加ください。
何卒宜しく願い申し上げます。

敬具

記

- I 開催方法 : Zoomによる完全ウェブ方式
- II 開催日時 : 令和5年5月30日(火) 14:00～15:00(終了時間予定)
- III 参加申込方法 : 日衛協のメールアドレス (info@jrcla.or.jp) に、参加申込のメールを送付してください。参加申込の際は、下記をお知らせください。
- ①会社及び施設名
 - ②参加者役職名及び氏名
 - ③電話番号
 - ④Zoomのアドレス送付を希望するメールアドレス

※使用するパソコン等のスペックや通信状況によっては Zoom が使用できない可能性もございます。Zoom 使用の可否は予め各自でご確認ください。

IV 内 容

昨年末の臨時国会で、次の感染症危機に備えた感染症法改正が行われ、平時から医療提供体制や検査体制の整備を行うこととなりました。具体的には、都道府県、保健所設置市において、平時から「予防計画」を策定し、その中で、検査体制の確保に関する事項(検査の実施能力などの数値目標を含む)を記載することになり、その目標を達成するための手段として、平時から、都道府県等と民間の検査会社等の間で、有事の際の検査の実施等に関する協定を締結することになっています。上記事項の説明、及び今後の進め方の説明、及び質疑応答を行います。

説明者：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策本部 担当官

以上